

美浦村出産・子育て応援ギフト Q & A

2023.3.7現在版

№	項目			質問	回答
1	支給対象者		多胎児の場合	双子を妊娠し、出産した場合、出産応援ギフトと子育て応援ギフトは、それぞれいくら受け取ることができますか？	出産応援ギフトは、1回の妊娠届出につき5万円を、多胎妊娠でも一律同額で支給します。双子の場合も5万円の支給となります。子育て応援ギフトは、5万円×生まれたお子さんの人数分を支給します。双子の場合は、あわせて10万円を受け取ることができます。
2	支給対象者		流産・死産・人工妊娠中絶	流産・死産・人工妊娠中絶の場合は、対象になりますか？	流産・死産・人工妊娠中絶の場合でも、令和4年4月1日以降に妊娠届出している場合は、出産応援ギフトの対象となります。
3	支給対象者		出生後死亡	出生後死亡した場合には対象になりますか？	令和4年4月1日以降に出生した児童が、死亡となった場合も子育て応援ギフトは支給されます。
4	支給対象者		外国籍	外国籍だが、対象になりますか？	日本国籍を有するものと同様の要件を満たせば、支給対象となります。
5	ギフトについて			所得制限はありますか？	所得制限はありません。
6	ギフトについて			給付は現金ですか？クーポンですか？	現金で支給します。
7	ギフトについて			申請から給付金の受け取りまで、どのくらいかかりますか？	申請の翌月までに給付いたします。支給審査後、結果について通知書をお送りします。
8	里帰りについて			美浦村に住民票がありますが、里帰り先で保健師等による訪問面談を受けました。この場合、美浦村・里帰り先の市町村のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればいいですか？	住民票がある美浦村に申請してください。
9	DV等避難者の申請			DV被害などにより、住民票を元の住所地から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、どちらの市町村に申請したらいいですか？	DV被害などのやむを得ない理由により、住民票と異なる住所にお住まいの場合は、避難先の市町村に申請することができます。避難先の市町村で面談を実施の上、支給いたします。
10	転入	出産応援ギフト(妊娠届出時)	令和5年3月10日以降に妊娠届出をした妊婦(転入前に面談を受けていない)	他の自治体で妊娠届出後、保健師等による妊婦との面談を受ける前に、美浦村へ転入しました。この場合、転入前の自治体または美浦村のどちらへギフトの申請をすればいいですか？	美浦村で妊婦が保健師等の面談を受け、面談実施後にギフトを申請してください。

№	項目			質問	回答
11	転入	出産応援ギフト (妊娠届出時)	令和5年3月10日以降に妊娠届出をした妊婦 (転入前に面談を受けた)	他の自治体で妊娠届出後、保健師等による妊婦との面談を受けた後に、美浦村へ転入しました。この場合、転入前の自治体または美浦村のどちらへギフトの申請をすればいいですか？	転入前の自治体または美浦村のどちらに申請いただいても構いません。面接を実施後にギフトを申請することができます。なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。
12	転入	出産応援ギフト (妊娠届出時)	令和4年4月1日から令和5年3月9日までに出生したお子さんの母、および妊娠届出をした妊婦	他の自治体で妊娠届出後、美浦村へ転入しました。この場合、転入前の自治体または美浦村のどちらにギフトの申請をすればいいですか？	※令和5年3月9日までに転入された対象の方には、3月下旬より個人通知を郵送いたします。住民登録のある美浦村に申請してください。同封された、アンケート等を実施後にギフトを申請することができます。なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。
13	転入	子育て応援ギフト (出生時)	令和5年3月10日以降に出生したお子さんを養育する方 (転入前に面談を受けていない)	他の自治体で出産後、保健師等による面談を受ける前に、美浦村へ転入しました。この場合、転入前の自治体または美浦村のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればいいですか？	美浦村で赤ちゃん訪問等の面談を受け、面談実施後にギフトを申請してください。
14	転入	子育て応援ギフト (出生時)	令和5年3月10日以降に出生したお子さんを養育する方 (転入前に面談を受けた)	他の自治体で出産後、保健師等による訪問面談を受けた後に、美浦村へ転入しました。この場合、転入前の自治体または美浦村のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればいいですか？	転入前の自治体または美浦村のどちらに申請いただいても構いません。面接を実施後にギフトを申請することができます。なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。
15	転入	子育て応援ギフト (出生時)	令和4年4月1日から令和5年3月9日までに出生したお子さんの養育者	他の自治体で出産し、美浦村へ転入しました。この場合、転入前の自治体または美浦村のどちらへギフトの申請をすればいいですか？	※令和5年3月9日までに転入された対象の方には、3月下旬より個人通知いたします。住民登録のある美浦村に申請してください。同封された、アンケート等を実施後にギフトを申請することができます。なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。
16	転出	出産応援ギフト (妊娠届出時)	令和5年3月10日以降に妊娠届出をした妊婦 (転出前に面談を受けていない)	美浦村で妊娠届出後、妊婦が保健師等による面談を受ける前に、他の自治体へ転出しました。この場合、美浦村または転出先の自治体のどちらへギフトの申請をすればいいですか？	転出先の自治体にお問い合わせください。転出先の自治体で申請になります。
17	転出	出産応援ギフト (妊娠届出時)	令和5年3月10日以降に妊娠届出をした妊婦 (転出前に面談を受けた)	美浦村で妊娠届出後、妊婦が保健師等による面談を受けた後に、他の自治体へ転出しました。この場合、美浦村または転出先の自治体のどちらへギフトの申請をすればいいですか？	美浦村または転出先の自治体のどちらに申請いただいても構いません。アンケート等を実施後にギフトを申請することができます。なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。

№	項目			質問	回答
18	転出	出産応援ギフト (妊娠届出時)	令和4年4月1日から令和5年3月9日までに 出生したお子さんの養育者	美浦村で妊娠届出し、ギフトの申請をせずに他の自治体へ転出しました。この場合、美浦村または転出先の自治体のどちらへギフトの申請をすればいいですか？	転出先の自治体にお問い合わせください。転出先の自治体で申請になります。
19	転出	子育て応援ギフト (出生時)	令和5年3月10日以降に出生したお子さんを 養育する方（転出前に面談を受けていない）	美浦村で出生届の後、保健師等による赤ちゃん訪問等の面談を受ける前に、他の自治体へ転出しました。この場合、美浦村または転出先の自治体のどちらへギフトの申請をすればいいですか？	転出先の自治体にお問い合わせください。転出先の自治体で申請になります。
20	転出	子育て応援ギフト (出生時)	令和5年3月10日以降に出生したお子さんを 養育する方 (転出前に面談を受けた)	美浦村で出生届の後、保健師等による赤ちゃん訪問等の面談を受けた後、ギフトの申請をせずに他の自治体へ転出しました。この場合、美浦村または転出先の自治体のどちらへギフトの申請をすればいいですか？	美浦村または転出先の自治体のどちらに申請いただいても構いません。アンケート等を実施後にギフトを申請することができます。なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。
21	転出	子育て応援ギフト (出生時)	令和4年4月1日から令和5年3月9日までに 出生したお子さんの養育者	美浦村で出生届をし、ギフトの申請をせずに他の自治体へ転出しました。この場合、美浦村または転出先の自治体のどちらへギフトの申請をすればいいですか？	転出先の自治体にお問い合わせください。転出先の自治体で申請になります。
22	海外出生	出産応援ギフト (妊娠届出時)	令和5年3月10日以降に妊娠届出した妊婦		帰国後に美浦村に妊娠届出し、妊婦が保健師等の面談等を受けることで、ギフトを申請することができます。
23	海外出生	出産応援ギフト (妊娠届出時)	令和4年4月1日から令和5年3月9日までに 出生したお子さんの母、および妊娠届出した妊婦	日本国籍を有し、海外で妊娠して帰国した場合、ギフトの対象になりますか？	※令和5年3月9日までに転入された対象の方には、3月下旬より個人通知を郵送いたします。住民登録のある美浦村に申請してください。同封された、アンケート等を実施後にギフトを申請することができます。なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。
24	海外出生	子育て応援ギフト (出生時)	令和5年3月10日以降に出生したお子さんを 養育する方		帰国後、美浦村に住民登録がある場合は、保健師等の赤ちゃん訪問等での面談を受けることで、ギフトを申請できます。
25	海外出生	子育て応援ギフト (出生時)	令和4年4月1日から令和5年3月9日までに 出生したお子さんの養育者	日本国籍を有し、海外で出産して帰国した場合は、ギフトの対象になりますか？	※令和5年3月9日までに転入された対象の方には、3月下旬より個人通知いたします。住民登録のある美浦村に申請してください。同封された、アンケート等を実施後にギフトを申請することができます。なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。

№	項目			質問	回答
26	離婚	子育て応援ギフト (出生時)	令和5年3月10日以降に出生したお子さんを 養育する方		養育者（お子さんと同居している方を優先）が、保健師等の面談を実施後に、ギフトを申請してください。
27	離婚	子育て応援ギフト (出生時)	令和4年4月1日から令和5年3月9日までに 出生したお子さんの養育者	離婚協議中の場合はどちらがギフトを申請すればいいですか？	<p>※令和5年3月9日までに転入された対象の方には、3月下旬より個人通知を郵送いたします。住民登録のある美浦村に申請してください。</p> <p>養育者（お子さんと同居している方を優先）が、同封されたアンケート等を実施後に、ギフトを申請してください。</p> <p>なお、複数の自治体から二重に支給を受けることはできません。</p>